

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (48) …… 2
- 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (49) …… 2
- 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 (50) …… 2
- 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 (51) …… 2
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (52) …… 2
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (53) …… 2
- 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (54) …… 18

規 則

- 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (102) …… 22
- 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (103) …… 22
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則 (104) …… 22
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (105) …… 22
- 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 (106) …… 22
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (107) …… 23

告 示

- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (850) …… 23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (851) …… 23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (852) …… 23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (853) …… 23
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (854) …… 23
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示 (855) …… 23
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (856) …… 23
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (857) …… 23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (858) …… 24

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (859) …… 24
- 世田谷区清掃・リサイクル条例に基づく廃棄物処理手数料のうち世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に規定する廃棄物処理手数料の徴収事務委託の告示 (860) …… 24
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (861) …… 24
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (862) …… 24
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (863) …… 24
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (864) …… 24
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (865) …… 24
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (866) …… 24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (867) …… 24
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (868) …… 25
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (869) …… 25
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (870) …… 25
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (871) …… 25
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (872) …… 25
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (873) …… 25
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (874) …… 25
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (875) …… 25
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (876) …… 25
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (877) …… 26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (878) …… 26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (879) …… 26
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (880) …… 26
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (881) …… 26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (882) …… 26
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (883) …… 26
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (884) …… 26
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示 (885) …… 26
- 令和4年第4回世田谷区議会定例会招集の告示 (886) …… 26
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (887) …… 27
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (888) …… 27
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (889) …… 27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (890) …… 27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (891) …… 27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (892) …… 27
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (893) …… 27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (894) …… 27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (895) …… 27
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (896) …… 27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (897) …… 27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (898) …… 28
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (899) …… 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (900) …… 28
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (901) …… 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (902) …… 28
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (903) …… 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (904) …… 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (905) …… 28
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (906) …… 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (907) …… 29
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (908) …… 29

公 告

- 国土調査法に基づく地図及び簿冊の作成公告 (92) …… 29
- 都市計画法に基づく都市計画決定案縦覧の公告 (93) …… 29
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (94) …… 29
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画案の縦覧の公告 (95) …… 29
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (96) …… 30

世田谷区公報

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (97) ……………30
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (98) ……………30
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (99) ……………30
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (100) ……………30
 - 予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告 (101) ……………30
- 規 則 (教)**
- 世田谷区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則 (14) ……31
 - 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (15) ……………31
 - 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 (16) ……31
 - 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (17) ……32
- 告 示 (選)**
- 公職選挙法に基づく在外選挙人名簿からの抹消の告示 (25) ……………32
- 告 示 (農)**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (10) ……………32

条 例

次に掲げる条例を公布する。
 令和4年11月30日
 世田谷区長 保 坂 展 人

- 世田谷区条例第48号**
 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第49号**
 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第50号**
 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第51号**
 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第52号**
 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第53号**
 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第54号**
 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- 第1条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。
 第8条第2項中「100分の175」を「100

分の185」に改める。
 第2条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。
 第8条第1項中「3月1日、6月1日」を「6月1日」に改め、同条第2項を次のように改める。
 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者において、任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の190を乗じて得た額に、基準日以前6月間におけるその者の次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

6月	100分の100
3月以上6月未満	100分の60
3月未満	100分の30

附 則
 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
 第1条 世田谷区監査委員の給与等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第12号）の一部を次のように改正する。
 第5条第3項中「100分の175」を「100分の185」に改める。
 第2条 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。
 第5条第3項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の185」を「100分の190」に改める。

附 則
 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
 第1条 世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。
 第4条第3項中「100分の175」を「100分の185」に改める。
 第2条 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。
 第4条第3項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の185」を「100分の190」に改める。

附 則
 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。
 第4条第3項中「100分の175」を「100分の185」に改める。
 第2条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。
 第4条第3項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の185」を「100分の190」に改める。

附 則
 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。
 第17条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の120」に改める。

附 則
 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号）の一部を次のように改正する。
 第21条の4第2項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の50」を「100分の55」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。
 別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

イ 行政職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	147,500	200,500	228,500	254,300	283,900	368,900
	2	148,600	202,000	230,500	256,400	286,400	371,700
	3	149,700	203,400	232,500	258,500	288,900	374,500
	4	150,900	204,700	234,500	260,600	291,400	377,300
	5	152,100	206,100	236,400	262,900	293,900	380,100
	6	153,300	207,500	238,400	265,100	296,400	382,800
	7	154,500	208,900	240,400	267,300	298,900	385,600
	8	155,700	210,500	242,400	269,500	301,500	388,400
	9	156,800	212,300	244,300	271,700	304,100	391,200
	10	158,000	213,900	246,400	274,000	306,700	394,000
	11	159,300	215,600	248,400	276,200	309,200	396,900
	12	160,600	217,300	250,500	278,500	311,800	399,800
	13	161,800	218,900	252,500	280,700	314,400	402,600
	14	163,200	220,700	254,700	283,000	317,000	405,500
	15	164,600	222,500	256,800	285,200	319,600	408,400
	16	166,000	224,200	259,000	287,600	322,200	411,300
	17	167,400	226,000	261,100	290,000	324,800	414,200
	18	169,000	227,800	263,300	292,400	327,400	417,100
	19	170,700	229,600	265,500	294,800	330,000	420,100
	20	172,500	231,500	267,700	297,200	332,700	423,100
	21	174,200	233,500	269,900	299,600	335,300	426,000
	22	176,000	235,300	272,200	302,000	338,000	429,000
	23	177,800	237,300	274,500	304,400	340,700	432,100
	24	179,600	239,200	276,800	306,800	343,400	435,100
	25	181,300	241,200	279,000	309,100	346,100	438,100
	26	183,100	243,100	281,300	311,500	348,800	441,000
	27	184,900	245,100	283,700	314,000	351,500	444,000
	28	186,600	247,200	286,100	316,500	354,200	446,900
	29	188,200	249,100	288,500	319,000	356,900	449,700
	30	189,200	251,200	290,700	321,500	359,700	452,500
	31	190,200	253,300	293,100	324,000	362,500	455,200
	32	191,100	255,400	295,400	326,400	365,300	457,700
	33	191,900	257,600	297,600	328,700	368,100	460,200
	34	193,000	259,600	299,800	331,100	370,800	462,600
	35	194,000	261,700	302,100	333,500	373,500	464,800
	36	195,300	263,700	304,400	335,900	376,200	467,000
	37	196,500	265,800	306,600	338,200	378,900	469,000
	38	198,000	267,700	308,800	340,600	381,600	471,000
	39	199,500	269,800	310,900	343,000	384,100	472,800
	40	201,000	271,800	313,100	345,300	386,700	474,600
	41	202,600	273,800	315,200	347,500	389,300	476,200
	42	204,300	275,600	317,400	349,800	391,900	477,800
	43	206,100	277,600	319,400	352,100	394,300	479,200
	44	207,900	279,600	321,500	354,300	396,800	480,700
45	209,800	281,500	323,500	356,500	399,200	482,000	

46	211,500	283,300	325,600	358,700	401,600	483,400
47	213,300	285,200	327,600	360,900	403,800	484,600
48	215,100	287,100	329,700	363,000	406,000	485,900
49	216,900	288,900	331,700	365,000	408,100	487,000
50	218,600	290,700	333,700	367,100	410,100	488,200
51	220,400	292,500	335,600	369,100	411,900	489,200
52	222,100	294,300	337,600	371,100	413,700	490,300
53	223,900	295,900	339,600	373,100	415,400	491,300
54	225,600	297,700	341,600	375,000	416,900	492,300
55	227,400	299,500	343,500	376,900	418,400	493,200
56	229,200	301,100	345,300	378,700	419,800	494,100
57	230,900	302,800	347,200	380,500	421,000	494,900
58	232,600	304,500	349,100	382,300	422,200	495,700
59	234,300	306,100	350,800	384,000	423,300	496,500
60	236,000	307,800	352,600	385,700	424,200	497,200
61	237,800	309,400	354,400	387,200	425,200	497,900
62	239,400	310,900	356,100	388,800	426,100	498,600
63	241,100	312,500	357,800	390,300	426,900	499,300
64	242,900	314,100	359,500	391,700	427,700	499,900
65	244,600	315,600	361,100	393,000	428,500	500,500
66	246,400	317,100	362,800	394,100	429,200	501,100
67	248,100	318,600	364,400	395,200	430,000	501,600
68	249,800	320,000	365,900	396,200	430,700	502,100
69	251,400	321,500	367,400	397,200	431,300	502,600
70	253,000	322,900	368,900	398,000	432,000	503,100
71	254,700	324,300	370,300	398,900	432,600	503,600
72	256,400	325,600	371,600	399,700	433,200	504,100
73	258,000	326,900	372,900	400,500	433,700	504,600
74	259,700	328,100	374,100	401,200	434,300	505,100
75	261,400	329,300	375,200	402,000	434,800	505,600
76	263,000	330,400	376,100	402,700	435,400	506,100
77	264,600	331,500	377,100	403,400	436,000	506,600
78	266,100	332,600	378,000	404,000	436,600	507,100
79	267,700	333,600	378,900	404,700	437,200	507,600
80	269,300	334,600	379,600	405,300	437,700	508,100
81	270,900	335,400	380,400	405,900	438,200	508,600
82	272,500	336,300	381,200	406,400	438,700	509,100
83	274,100	337,100	381,900	407,000	439,200	509,600
84	275,600	337,900	382,500	407,500	439,700	510,100
85	277,100	338,500	383,200	408,000	440,200	510,600
86	278,500	339,200	383,800	408,400	440,700	511,100
87	280,000	339,800	384,400	408,900	441,200	511,600
88	281,400	340,400	384,900	409,400	441,700	512,100
89	282,800	341,000	385,400	409,800	442,200	512,600
90	284,200	341,600	385,900	410,300	442,700	
91	285,600	342,200	386,400	410,800	443,200	
92	286,800	342,700	386,900	411,200	443,700	
93	288,100	343,200	387,400	411,700	444,100	
94	289,400	343,700	387,900	412,200	444,600	
95	290,700	344,200	388,400	412,700	445,100	
96	291,800	344,700	388,900	413,100	445,600	

世田谷区公報

令和4年12月20日 (第741号)

97	293,000	345,200	389,400	413,500	446,100	
98	294,200	345,700	389,900	413,900	446,600	
99	295,400	346,200	390,400	414,300	447,100	
100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600	
101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100	
102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600	
103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100	
104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600	
105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100	
106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600	
107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100	
108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600	
109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100	
110	306,200	351,100	395,200	418,700		
111	307,000	351,500	395,600	419,100		
112	307,800	351,900	396,000	419,500		
113	308,400	352,300	396,400	419,900		
114	309,100	352,700	396,800	420,300		
115	309,700	353,100	397,200	420,700		
116	310,300	353,500	397,600	421,100		
117	310,800	353,900	398,000	421,500		
118	311,300	354,300	398,400	421,900		
119	311,700	354,700	398,800	422,300		
120	312,100	355,100	399,200	422,700		
121	312,400	355,500	399,600	423,100		
122	312,800		400,000	423,500		
123	313,200		400,400	423,900		
124	313,600		400,800	424,300		
125	314,000		401,200	424,700		
126	314,300		401,600	425,100		
127	314,700		402,000	425,500		
128	315,100		402,400	425,900		
129	315,500		402,800	426,300		
130	315,900		403,200			
131	316,300		403,600			
132	316,700		404,000			
133	317,000		404,400			
134	317,400					
135	317,700					
136	318,000					
137	318,300					
138	318,600					
139	318,900					
140	319,200					
141	319,500					
142	319,800					
143	320,100					
144	320,400					
145	320,700					
146	321,000					

世田谷区公報

	147	321,300					
	148	321,600					
	149	321,900					
再任用職員		197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条に規定する職員を除く。

ロ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	132,900	205,000	225,100	229,800
	2	133,600	206,600	227,000	231,700
	3	134,300	208,300	228,900	233,600
	4	135,000	210,000	230,800	235,500
	5	135,700	211,800	232,900	237,500
	6	136,400	213,400	234,600	239,500
	7	137,100	215,200	236,600	241,400
	8	137,800	217,000	238,600	243,400
	9	138,500	218,800	240,700	245,300
	10	139,200	220,600	242,500	247,300
	11	139,900	222,400	244,500	249,300
	12	140,600	224,200	246,600	251,400
	13	141,300	226,200	248,600	253,500
	14	142,300	227,900	250,600	255,600
	15	143,300	229,800	252,700	257,700
	16	144,300	231,500	254,600	259,800
	17	145,300	233,400	256,300	261,900
	18	146,400	235,000	258,400	263,900
	19	147,500	236,900	260,400	266,000
	20	148,600	238,600	262,400	268,100
	21	149,800	240,400	264,200	270,200
	22	151,000	242,000	266,200	272,300
	23	152,200	243,700	268,000	274,400
	24	153,400	245,500	269,900	276,600
	25	154,400	247,200	271,700	278,800
	26	155,600	248,700	273,600	281,000
	27	156,900	250,400	275,300	283,200
	28	158,200	252,100	277,100	285,300
	29	159,400	253,500	278,900	287,300
	30	160,800	255,200	280,700	289,400
	31	162,100	256,800	282,400	291,500
	32	163,500	258,400	284,200	293,600
	33	164,600	259,800	285,900	295,600
	34	166,300	261,500	287,600	297,700
	35	167,900	263,000	289,300	299,800
	36	169,400	264,400	291,000	301,800
	37	170,900	265,900	292,700	303,700
	38	171,800	267,400	294,500	305,700
	39	172,700	268,800	296,100	307,700
40	173,500	270,200	297,600	309,700	

41	174,200	271,700	299,300	311,600
42	175,200	273,000	300,900	313,500
43	176,200	274,500	302,400	315,400
44	177,300	275,700	303,900	317,300
45	178,400	277,100	305,500	319,000
46	179,800	278,400	307,000	320,800
47	181,100	279,700	308,400	322,600
48	182,500	281,000	309,900	324,300
49	184,000	282,300	311,300	326,100
50	185,500	283,500	312,700	327,800
51	187,100	284,700	314,100	329,400
52	188,800	285,900	315,400	331,000
53	190,500	287,000	316,700	332,600
54	192,000	288,100	318,000	334,100
55	193,700	289,100	319,200	335,600
56	195,300	290,100	320,300	337,100
57	196,900	291,100	321,400	338,400
58	198,500	292,000	322,500	339,800
59	200,100	292,900	323,400	341,100
60	201,700	293,800	324,200	342,300
61	203,300	294,500	325,100	343,500
62	204,800	295,300	325,800	344,400
63	206,500	296,000	326,600	345,400
64	208,100	296,700	327,200	346,300
65	209,700	297,200	327,900	347,200
66	211,200	297,800	328,600	347,900
67	212,700	298,300	329,200	348,600
68	214,300	298,900	329,700	349,300
69	215,900	299,400	330,300	350,000
70	217,400	299,900	330,800	350,600
71	218,900	300,500	331,400	351,300
72	220,600	300,900	331,800	352,000
73	222,100	301,300	332,200	352,600
74	223,700	301,800	332,600	353,100
75	225,300	302,200	333,100	353,700
76	226,800	302,600	333,500	354,200
77	228,300	303,100	333,900	354,800
78	229,700	303,500	334,400	355,200
79	231,300	304,000	334,800	355,700
80	232,800	304,400	335,200	356,200
81	234,300	304,800	335,700	356,600
82	235,800	305,200	336,100	356,900
83	237,400	305,600	336,500	357,400
84	238,800	306,100	337,000	357,800
85	240,300	306,500	337,400	358,200
86	241,600	306,900	337,800	358,600
87	243,100	307,200	338,200	359,000
88	244,700	307,600	338,600	359,400
89	246,200	307,900	338,900	359,800
90	247,400	308,300	339,300	360,300

世田谷区公報

91	248,900	308,600	339,600	360,700
92	250,200	309,000	340,000	361,000
93	251,600	309,300	340,300	361,400
94	252,900	309,700	340,700	361,700
95	254,200	310,000	341,000	362,100
96	255,500	310,400	341,400	362,400
97	256,800	310,700	341,700	362,800
98	257,900	311,100	342,000	363,100
99	259,100	311,400	342,400	363,500
100	260,400	311,800	342,700	363,800
101	261,600	312,100	343,100	364,200
102	262,800	312,500	343,400	364,500
103	264,000	312,900	343,800	364,900
104	265,000	313,300	344,100	365,200
105	266,000	313,700	344,500	365,600
106	267,100	314,100	344,800	365,900
107	268,200	314,500	345,100	366,300
108	269,300	314,900	345,500	366,600
109	270,200	315,300	345,800	367,000
110	271,200	315,600	346,200	367,300
111	272,200	315,900	346,500	367,700
112	273,100	316,200	346,900	368,000
113	273,900	316,500	347,200	368,400
114	274,900	316,800	347,600	368,700
115	275,700	317,100	347,900	369,100
116	276,500	317,400	348,200	369,400
117	277,300	317,700	348,600	369,800
118	278,000	318,000	349,000	370,100
119	278,800	318,300	349,400	370,500
120	279,500	318,600	349,800	370,800
121	280,000	318,900	350,200	371,200
122	280,700	319,100	350,600	
123	281,200	319,300	351,000	
124	281,800	319,500	351,400	
125	282,200	319,700	351,800	
126	282,700	319,900	352,200	
127	283,000	320,100	352,600	
128	283,400	320,300	353,000	
129	283,700	320,500	353,400	
130	284,000	320,700	353,800	
131	284,400	320,900	354,200	
132	284,700	321,100	354,600	
133	285,100	321,300	355,000	
134	285,400	321,400	355,400	
135	285,700	321,500	355,800	
136	286,100	321,600	356,200	
137	286,500	321,700	356,600	
138	286,800	321,800	357,000	
139	287,200	321,900	357,400	
140	287,600	322,000	357,800	

141	287,800	322,100	358,200	
142	288,200	322,200	358,600	
143	288,500	322,300	359,000	
144	288,700	322,400	359,400	
145	289,000	322,500	359,800	
146	289,300	322,600	360,200	
147	289,600	322,700	360,600	
148	289,800	322,800	361,000	
149	290,100	322,900	361,400	
150	290,400		361,800	
151	290,700		362,200	
152	290,900		362,600	
153	291,200		363,000	
154	291,500		363,300	
155	291,700		363,600	
156	292,000		363,900	
157	292,300		364,200	
158	292,600			
159	292,900			
160	293,200			
161	293,500			
162	293,800			
163	294,100			
164	294,400			
165	294,700			
再任用職員	212,000	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	208,700	321,000	413,100
	2	211,100	324,900	415,900
	3	213,700	329,000	418,700
	4	216,000	332,800	421,500
	5	218,300	337,000	424,500
	6	220,800	340,800	427,400
	7	223,100	344,800	430,300
	8	225,600	348,700	433,100
	9	228,300	353,000	435,900
	10	231,000	357,100	438,800
	11	234,000	361,200	441,600
	12	236,800	365,200	444,400
	13	239,600	369,100	447,300
	14	243,500	373,400	450,300
	15	247,300	377,300	453,200
16	251,100	381,200	455,900	

17	254,900	385,100	458,600
18	258,900	388,100	461,300
19	262,700	390,900	464,200
20	266,600	393,900	466,900
21	270,700	396,900	469,600
22	274,400	399,700	472,300
23	278,300	402,700	475,100
24	281,900	405,500	477,700
25	285,700	408,300	480,500
26	289,500	411,000	483,100
27	293,200	413,700	485,500
28	296,900	416,300	487,900
29	300,600	418,900	490,500
30	304,200	421,500	493,100
31	308,000	424,100	495,400
32	311,700	426,500	497,900
33	315,400	429,000	500,300
34	319,100	431,500	502,800
35	322,700	434,000	505,200
36	326,300	436,500	507,700
37	329,900	438,900	510,000
38	333,400	441,300	512,100
39	337,000	443,800	514,300
40	340,200	446,200	516,300
41	343,500	448,800	518,600
42	346,600	451,000	520,300
43	349,800	453,300	522,100
44	353,000	455,400	524,000
45	356,000	457,400	525,800
46	359,100	459,600	527,000
47	362,400	461,600	528,300
48	365,600	463,500	529,600
49	368,400	465,400	530,900
50	370,300	467,200	532,100
51	372,300	468,900	533,300
52	374,300	470,600	534,500
53	376,000	472,200	535,600
54	377,900	473,400	536,600
55	379,800	474,500	537,600
56	381,500	475,500	538,600
57	383,300	476,500	539,600
58	384,900	477,500	540,500
59	386,300	478,600	541,400
60	388,000	479,700	542,400
61	389,500	480,700	543,400
62	390,800	481,400	544,300
63	392,000	482,200	545,400
64	393,200	483,000	546,400
65	394,400	483,600	547,400
66	395,500	484,400	548,400

世 田 谷 区 公 報

令和4年12月20日 (第741号)

	67	396,500	485,000	549,400
	68	397,700	485,700	550,400
	69	398,500	486,300	551,400
	70	399,300	486,800	552,400
	71	400,100	487,100	553,400
	72	400,800	487,600	554,300
	73	401,500	488,100	555,300
	74	402,200	488,700	556,300
	75	402,900	489,100	557,200
	76	403,700	489,500	558,100
	77	404,500	489,900	559,100
	78	405,200	490,300	560,000
	79	405,900	490,700	560,900
	80	406,600	491,200	561,700
	81	407,300	491,700	562,600
	82	407,900	492,200	563,400
	83	408,500	492,600	564,300
	84	409,200	493,100	565,100
	85	410,100	493,700	565,900
	86	410,700	494,300	566,700
	87	411,300	494,900	567,500
	88	412,000	495,300	568,200
	89	412,600	495,800	568,900
	90	413,100	496,400	569,600
	91	413,600	496,900	570,400
	92	414,100	497,400	571,200
	93	414,500	497,900	571,900
	94	414,900	498,500	572,700
	95	415,300	499,000	573,400
	96	415,800	499,500	574,100
	97	416,300	500,000	574,800
	98	416,700	500,500	575,400
	99	417,200	501,000	576,100
	100	417,600	501,600	576,800
	101	418,000	502,100	577,500
	102	418,400	502,600	578,200
	103	418,800	503,100	578,800
	104	419,300	503,700	579,400
	105	419,800	504,200	580,200
	106	420,300		580,900
	107	420,800		581,600
	108	421,300		582,300
	109	421,700		582,900
再任用職員		294,500	355,300	416,100

備考 この表は、医師、歯科医師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再	1	円 148,200	円 201,900	円 229,000	円 254,800	円 283,900

世田谷区公報

任用職員以外の職員	2	149,400	203,400	231,000	256,700	286,400
	3	150,600	204,800	233,000	258,700	288,900
	4	151,800	206,100	235,000	260,700	291,400
	5	153,000	207,500	236,900	263,000	293,900
	6	154,300	208,800	238,900	265,200	296,400
	7	155,600	210,100	240,900	267,400	298,900
	8	156,900	211,600	242,900	269,600	301,500
	9	158,100	213,200	244,800	271,800	304,100
	10	159,500	214,700	246,900	274,100	306,700
	11	160,900	216,300	248,900	276,300	309,200
	12	162,300	217,900	250,900	278,600	311,800
	13	163,600	219,400	252,800	280,800	314,400
	14	165,000	221,100	254,900	283,100	317,000
	15	166,400	222,900	257,000	285,300	319,600
	16	167,900	224,600	259,200	287,700	322,200
	17	169,400	226,400	261,300	290,100	324,800
	18	171,100	228,200	263,500	292,500	327,400
	19	172,800	230,000	265,700	294,900	330,000
	20	174,600	231,900	267,900	297,300	332,700
	21	176,300	233,900	270,100	299,700	335,300
	22	178,000	235,700	272,400	302,100	338,000
	23	179,700	237,700	274,700	304,500	340,700
	24	181,400	239,600	277,000	306,900	343,400
	25	182,900	241,600	279,200	309,200	346,100
	26	184,500	243,500	281,500	311,600	348,800
	27	186,100	245,500	283,900	314,100	351,500
	28	187,700	247,600	286,300	316,600	354,200
	29	189,300	249,500	288,700	319,100	356,900
	30	190,300	251,600	290,800	321,600	359,700
	31	191,400	253,700	293,100	324,100	362,500
	32	192,400	255,800	295,400	326,500	365,300
	33	193,400	257,900	297,700	328,800	368,100
	34	194,700	259,800	299,800	331,200	370,800
	35	195,800	261,900	302,100	333,600	373,500
	36	197,100	263,900	304,400	336,000	376,200
	37	198,300	266,000	306,600	338,300	378,900
	38	199,700	267,900	308,800	340,700	381,600
	39	201,100	269,900	310,900	343,000	384,100
	40	202,500	271,800	313,100	345,300	386,700
	41	203,900	273,800	315,200	347,500	389,300
	42	205,500	275,600	317,400	349,800	391,900
	43	207,200	277,600	319,400	352,100	394,300
	44	209,000	279,600	321,500	354,300	396,800
	45	210,800	281,500	323,500	356,500	399,200
	46	212,300	283,300	325,600	358,700	401,600
	47	214,100	285,200	327,600	360,900	403,800
	48	215,900	287,100	329,700	363,000	406,000
	49	217,700	288,900	331,700	365,000	408,100
	50	219,400	290,700	333,700	367,100	410,100
	51	221,200	292,500	335,600	369,100	411,900
	52	223,000	294,300	337,600	371,100	413,700

53	224,900	295,900	339,600	373,100	415,400
54	226,500	297,700	341,600	375,000	416,900
55	228,200	299,500	343,500	376,900	418,400
56	230,000	301,100	345,300	378,700	419,800
57	231,800	302,800	347,200	380,500	421,000
58	233,400	304,500	349,100	382,300	422,200
59	235,100	306,100	350,800	384,000	423,300
60	236,800	307,800	352,600	385,700	424,200
61	238,600	309,400	354,400	387,200	425,200
62	240,200	310,900	356,100	388,800	426,100
63	241,900	312,500	357,800	390,300	426,900
64	243,700	314,100	359,500	391,700	427,700
65	245,400	315,600	361,100	393,000	428,500
66	247,200	317,100	362,800	394,100	429,200
67	248,900	318,600	364,400	395,200	430,000
68	250,600	320,000	365,900	396,200	430,700
69	252,200	321,500	367,400	397,200	431,300
70	253,800	322,900	368,900	398,000	432,000
71	255,500	324,300	370,300	398,900	432,600
72	257,200	325,600	371,600	399,700	433,200
73	258,800	326,900	372,900	400,500	433,700
74	260,500	328,100	374,100	401,200	434,300
75	262,100	329,300	375,200	402,000	434,800
76	263,700	330,400	376,100	402,700	435,400
77	265,300	331,500	377,100	403,400	436,000
78	266,800	332,600	378,000	404,000	436,600
79	268,400	333,600	378,900	404,700	437,200
80	269,900	334,600	379,600	405,300	437,700
81	271,400	335,400	380,400	405,900	438,200
82	272,900	336,300	381,200	406,400	438,700
83	274,400	337,100	381,900	407,000	439,200
84	275,900	337,900	382,500	407,500	439,700
85	277,400	338,500	383,200	408,000	440,200
86	278,800	339,200	383,800	408,400	440,700
87	280,300	339,800	384,400	408,900	441,200
88	281,700	340,400	384,900	409,400	441,700
89	283,100	341,000	385,400	409,800	442,200
90	284,500	341,600	385,900	410,300	442,700
91	285,800	342,200	386,400	410,800	443,200
92	287,000	342,700	386,900	411,200	443,700
93	288,300	343,200	387,400	411,700	444,100
94	289,600	343,700	387,900	412,200	444,600
95	290,800	344,200	388,400	412,700	445,100
96	291,900	344,700	388,900	413,100	445,600
97	293,100	345,200	389,400	413,500	446,100
98	294,300	345,700	389,900	413,900	446,600
99	295,500	346,200	390,400	414,300	447,100
100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600
101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100
102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600

世田谷区公報

103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100
104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600
105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100
106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600
107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100
108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600
109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100
110	306,200	351,100	395,200	418,700	
111	307,000	351,500	395,600	419,100	
112	307,800	351,900	396,000	419,500	
113	308,400	352,300	396,400	419,900	
114	309,100	352,700	396,800	420,300	
115	309,700	353,100	397,200	420,700	
116	310,300	353,500	397,600	421,100	
117	310,800	353,900	398,000	421,500	
118	311,300		398,400		
119	311,700		398,800		
120	312,100		399,200		
121	312,400		399,600		
122	312,800		400,000		
123	313,200		400,400		
124	313,600		400,800		
125	314,000		401,200		
126	314,300		401,600		
127	314,700		402,000		
128	315,100		402,400		
129	315,500		402,800		
130	315,900		403,200		
131	316,300		403,600		
132	316,700		404,000		
133	317,000		404,400		
134	317,400				
135	317,700				
136	318,000				
137	318,300				
138	318,600				
139	318,900				
140	319,200				
141	319,500				
142	319,800				
143	320,100				
144	320,400				
145	320,700				
再任用職員	199,800	233,600	269,400	287,000	311,600

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再	1	円 159,900	円 205,400	円 230,100	円 255,400	円 283,900

世田谷区公報

令和4年12月20日（第741号）

任用職員以外の職員

2	161,400	206,600	232,000	257,400	286,400
3	162,900	207,700	233,900	259,500	288,900
4	164,400	208,700	235,800	261,600	291,400
5	165,800	209,900	237,600	263,900	293,900
6	167,300	211,000	239,500	266,100	296,400
7	168,800	212,100	241,500	268,300	298,900
8	170,300	213,500	243,500	270,500	301,500
9	171,700	215,000	245,400	272,700	304,100
10	173,200	216,300	247,500	275,000	306,700
11	174,700	217,700	249,500	277,200	309,200
12	176,200	219,100	251,500	279,500	311,800
13	177,600	220,500	253,400	281,700	314,400
14	179,000	222,200	255,500	284,000	317,000
15	180,400	223,900	257,500	286,200	319,600
16	181,800	225,600	259,700	288,500	322,200
17	183,100	227,400	261,800	290,800	324,800
18	184,400	229,200	264,000	293,100	327,400
19	185,700	231,000	266,200	295,500	330,000
20	187,000	232,800	268,300	297,900	332,700
21	188,200	234,700	270,400	300,300	335,300
22	189,900	236,400	272,700	302,700	338,000
23	191,500	238,300	275,000	305,100	340,700
24	193,000	240,200	277,300	307,500	343,400
25	194,500	242,200	279,500	309,800	346,100
26	195,200	244,100	281,800	312,200	348,800
27	195,900	246,100	284,200	314,700	351,500
28	196,500	248,100	286,600	317,200	354,200
29	197,100	249,900	289,000	319,700	356,900
30	197,800	251,900	291,100	322,100	359,700
31	198,500	253,900	293,400	324,500	362,500
32	199,500	255,900	295,700	326,900	365,300
33	200,500	257,700	297,900	329,200	368,100
34	201,600	259,700	300,100	331,600	370,800
35	202,800	261,800	302,300	334,000	373,500
36	204,000	263,900	304,500	336,400	376,200
37	205,300	266,000	306,600	338,600	378,900
38	206,700	267,900	308,800	340,900	381,600
39	208,200	269,900	310,900	343,200	384,100
40	209,800	271,800	313,100	345,500	386,700
41	211,500	273,800	315,200	347,700	389,300
42	213,000	275,600	317,400	350,000	391,900
43	214,700	277,600	319,400	352,200	394,300
44	216,500	279,600	321,500	354,300	396,800
45	218,300	281,500	323,500	356,500	399,200
46	220,000	283,300	325,600	358,700	401,600
47	221,900	285,200	327,600	360,900	403,800
48	223,700	287,100	329,700	363,000	406,000
49	225,500	288,900	331,700	365,000	408,100
50	227,100	290,700	333,700	367,100	410,100
51	228,800	292,500	335,600	369,100	411,900
52	230,700	294,300	337,600	371,100	413,700

53	232,500	295,900	339,600	373,100	415,400
54	234,100	297,700	341,600	375,000	416,900
55	235,800	299,500	343,500	376,900	418,400
56	237,500	301,100	345,300	378,700	419,800
57	239,300	302,800	347,200	380,500	421,000
58	240,900	304,500	349,100	382,300	422,200
59	242,500	306,100	350,800	384,000	423,300
60	244,100	307,800	352,600	385,700	424,200
61	245,800	309,400	354,400	387,200	425,200
62	247,400	310,900	356,100	388,800	426,100
63	249,000	312,500	357,800	390,300	426,900
64	250,700	314,100	359,500	391,700	427,700
65	252,300	315,600	361,100	393,000	428,500
66	253,900	317,100	362,800	394,100	429,200
67	255,600	318,600	364,400	395,200	430,000
68	257,200	320,000	365,900	396,200	430,700
69	258,700	321,500	367,400	397,200	431,300
70	260,300	322,900	368,900	398,000	432,000
71	261,900	324,300	370,300	398,900	432,600
72	263,500	325,600	371,600	399,700	433,200
73	265,100	326,900	372,900	400,500	433,700
74	266,600	328,100	374,100	401,200	434,300
75	268,200	329,300	375,200	402,000	434,800
76	269,800	330,400	376,100	402,700	435,400
77	271,300	331,500	377,100	403,400	436,000
78	272,800	332,600	378,000	404,000	436,600
79	274,300	333,600	378,900	404,700	437,200
80	275,800	334,600	379,600	405,300	437,700
81	277,300	335,400	380,400	405,900	438,200
82	278,700	336,300	381,200	406,400	438,700
83	280,100	337,100	381,900	407,000	439,200
84	281,500	337,900	382,500	407,500	439,700
85	282,900	338,500	383,200	408,000	440,200
86	284,300	339,200	383,800	408,400	440,700
87	285,700	339,800	384,400	408,900	441,200
88	286,900	340,400	384,900	409,400	441,700
89	288,200	341,000	385,400	409,800	442,200
90	289,500	341,600	385,900	410,300	442,700
91	290,800	342,200	386,400	410,800	443,200
92	291,900	342,700	386,900	411,200	443,700
93	293,100	343,200	387,400	411,700	444,100
94	294,300	343,700	387,900	412,200	444,600
95	295,500	344,200	388,400	412,700	445,100
96	296,600	344,700	388,900	413,100	445,600
97	297,600	345,200	389,400	413,500	446,100
98	298,700	345,700	389,900	413,900	446,600
99	299,800	346,200	390,400	414,300	447,100
100	300,800	346,700	390,900	414,700	447,600
101	301,700	347,200	391,400	415,100	448,100
102	302,700	347,600	391,900	415,500	448,600

103	303,600	348,100	392,400	415,900	449,100
104	304,500	348,600	392,800	416,300	449,600
105	305,400	349,100	393,200	416,700	450,100
106	306,200	349,500	393,600	417,100	450,600
107	307,000	349,900	394,000	417,500	451,100
108	307,800	350,300	394,400	417,900	451,600
109	308,400	350,700	394,800	418,300	452,100
110	309,100	351,100	395,200	418,700	
111	309,700	351,500	395,600	419,100	
112	310,300	351,900	396,000	419,500	
113	310,800	352,300	396,400	419,900	
114	311,300	352,700	396,800	420,300	
115	311,700	353,100	397,200	420,700	
116	312,100	353,500	397,600	421,100	
117	312,400	353,900	398,000	421,500	
118	312,800		398,400		
119	313,200		398,800		
120	313,600		399,200		
121	314,000		399,600		
122	314,300		400,000		
123	314,700		400,400		
124	315,100		400,800		
125	315,500		401,200		
126	315,900		401,600		
127	316,300		402,000		
128	316,700		402,400		
129	317,000		402,800		
130	317,400		403,200		
131	317,700		403,600		
132	318,000		404,000		
133	318,300		404,400		
134	318,600				
135	318,900				
136	319,200				
137	319,500				
138	319,800				
139	320,100				
140	320,400				
141	320,700				
再任用職員	204,000	234,800	269,400	287,000	311,600

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、3月1日」を削り、「この条から第21条の3まで」を「この条から第21条の4まで」に改め、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の120」に改め、同項ただし書中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に

支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の100」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

第21条の4第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日

を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め、同条第5項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第21条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条にお

世田谷区公報

<p>いて同じ。) から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項)を「支給日」とあるのは「支給日(第21条の4第1項)に改める。</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定(第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和</p>	<p>4年4月1日から適用する。 (給与の内払)</p> <p>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 (委任)</p> <p>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</p>	<p>の一部を改正する条例</p> <p>第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第22号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第30条第2項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の50」を「100分の55」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。</p> <p>別表第1を次のように改める。</p>
--	---	---

別表第1 (第6条関係)

幼稚園教育職員給料表

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	174,200	262,800	306,400	344,200
	2	176,300	264,800	308,700	346,800
	3	178,400	266,800	311,000	349,400
	4	180,500	268,600	313,300	352,000
	5	182,500	270,800	315,600	354,600
	6	184,600	273,000	317,800	357,200
	7	186,700	275,000	320,200	359,700
	8	188,700	277,000	322,400	362,100
	9	190,900	279,100	324,600	364,500
	10	193,000	281,100	326,900	366,900
	11	195,200	283,200	329,200	369,300
	12	197,400	285,300	331,400	371,700
	13	199,500	287,400	333,600	374,000
	14	201,100	289,400	335,800	376,300
	15	202,900	291,600	338,100	378,500
	16	204,500	293,600	340,500	380,700
	17	206,000	295,700	342,900	382,800
	18	207,800	298,000	345,300	384,800
	19	209,200	300,300	347,800	386,800
	20	211,200	302,600	350,300	388,700
	21	212,700	304,900	352,800	390,600
	22	214,300	306,900	355,000	392,500
	23	216,000	309,300	357,300	394,300
	24	217,700	311,400	359,600	395,900
	25	219,500	313,700	361,800	397,600
	26	221,000	315,800	363,900	399,300
	27	222,900	317,900	366,100	400,800
	28	224,800	319,900	368,200	402,400
	29	226,700	321,900	370,200	403,900
	30	228,700	324,000	372,200	405,300
	31	230,600	326,100	374,100	406,700
	32	232,700	327,900	375,900	408,100
	33	234,700	330,000	377,700	409,400
	34	236,600	332,000	379,500	410,600
35	238,500	334,100	381,200	411,800	

世田谷区公報

令和4年12月20日 (第741号)

36	240,500	336,100	382,600	413,000
37	242,500	337,700	384,000	414,100
38	244,400	339,500	385,300	415,100
39	246,400	341,300	386,600	416,100
40	248,500	343,100	387,800	417,100
41	250,500	344,700	389,000	418,000
42	252,400	346,400	390,200	418,900
43	254,500	348,100	391,400	419,800
44	256,500	349,700	392,400	420,600
45	258,700	351,100	393,200	421,400
46	260,500	352,600	394,100	422,100
47	262,300	354,100	395,100	422,800
48	264,500	355,600	396,100	423,400
49	266,400	357,000	396,900	424,100
50	268,600	358,400	397,700	424,800
51	270,900	359,700	398,500	425,400
52	273,000	361,100	399,300	425,900
53	275,000	362,400	400,000	426,400
54	277,000	363,700	400,800	427,000
55	279,200	364,900	401,600	427,500
56	281,300	366,100	402,300	428,100
57	283,300	367,200	402,900	428,700
58	285,300	368,300	403,600	429,300
59	287,300	369,400	404,300	429,900
60	289,300	370,500	405,000	430,500
61	291,400	371,500	405,600	431,000
62	293,400	372,600	406,200	431,500
63	295,500	373,600	406,800	432,000
64	297,500	374,500	407,400	432,600
65	299,500	375,500	407,900	433,000
66	301,500	376,400	408,400	433,500
67	303,600	377,300	409,000	434,000
68	305,600	378,100	409,600	434,400
69	307,600	378,900	410,200	434,900
70	309,500	379,700	410,800	435,400
71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400
73	315,400	382,200	412,500	436,800
74	317,300	382,900	413,100	437,300
75	319,400	383,500	413,600	437,800
76	321,300	384,200	414,200	438,300
77	323,200	384,800	414,700	438,700
78	325,100	385,400	415,200	439,100
79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100
81	330,200	387,100	416,700	440,600
82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000
85	336,400	389,400	418,600	442,500

世田谷区公報

86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400
96	349,900	395,200	423,500	446,800
97	350,900	395,600	423,900	447,200
98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	
105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			
135	370,100			
136	370,500			

137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			
141	372,400			
142	372,800			
143	373,200			
144	373,500			
145	373,900			
146	374,300			
147	374,700			
148	375,100			
149	375,500			
150	375,900			
151	376,300			
152	376,700			
153	377,000			
154	377,400			
155	377,800			
156	378,200			
157	378,600			
158	379,000			
159	379,400			
160	379,800			
161	380,200			
162	380,600			
163	381,000			
164	381,400			
165	381,700			
166	382,100			
167	382,400			
168	382,800			
169	383,200			
再任用職員	229,400	268,200	291,300	330,300

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、3月1日」を削り、「この条から第29条まで」を「この条から第30条まで」に改め、同条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の120」に改め、同項ただし書中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の100」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

第30条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）を「基準日」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め、同条第5項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項）を「支給日」とあるのは「支給日（第30条第1項）に改める。

附 則
(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日か

ら施行する。

2 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和4年11月30日
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第102号

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第103号

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第104号

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例(令和4年9月世田谷区条例第40号)第2条の規定の施行期日は、令和4年12月5日とする。

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年12月世田谷区規則第73号)の一部を次のように改正する。

第6号様式中「㊟」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所長委任規則(昭和50年4月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表8の項第8号中「第1条から第3条まで」を「第1条、第2条及び第3条」に改め、同項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 条例第4条第7号ウの規定による基準の特例承認

別表8の項に次の1号を加える。

(14) 規則第12条第2項の規定による基準の特例承認

別表9の項第1号中「許可及び同条第2項ただし書の規定による不許可の通知」を「許可並びに同条第2項の規定による営業の不許可及び同項ただし書の規定による通知」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 条例第5条第2項第3号ウの規定による基準の特例承認

別表9の項に次の1号を加える。

(11) 規則第10条第1項及び第2項第3号

の規定による基準の特例承認
別表10の項第10号中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第9号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 規則第10条第2項の規定による基準の特例承認

別表10の項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 条例第3条第1項の規定による基準の特例承認

(8) 条例第4条第1項第8号の規定による基準の特例承認

別表10の項に次の1号を加える。

(14) 規則第12条第3項の規定による許可の通知

別表14の項各号列記以外の部分中「(という。)」の次に「及び世田谷区温泉法施行細則(平成8年3月世田谷区規則第34号。以下この項において「規則」という。)」を加え、同項第1号中「規定による許可」を「許可に関する事務」に改め、同項に次の3号を加える。

(8) 規則第3条の規定による許可書の交付

(9) 規則第5条第2項の規定による承認書の交付

(10) 規則第6条第2項の規定による承認書の交付

別表15の項中第21号を第25号とし、第20号を第24号とし、第19号を第20号とし、同号の次に次の3号を加える。

(21) 規則第7条第2項第1号ただし書及び第2号ただし書並びに同条第3項ただし書の規定による構造設備基準の制限の緩和の承認

(22) 規則第8条第1号ただし書の規定による構造設備基準の制限の緩和の承認

(23) 規則第11条第1項の規定による申請書の受理

別表15の項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同項第16号中「の規定による意見」を「に規定する意見」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第15号を第16号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 条例第4条第2項ただし書の規定による手続の全部又は一部の省略の承認

別表17の項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同項第9号中「特例の承認」を「基準の特例承認」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号中「特例の承認」を「特例承認」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第9号とし、同項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 規則第3条第1項の規定による申請書の受理

(8) 規則第4条の規定による許可書の交付

別表53の項第3号中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和4年11月30日
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第105号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第106号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第107号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年1月世田谷区規則第3号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第6号中「基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3箇月間、基準日が12月1日である場合にあっては」を削る。

第26条第1項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(令和5年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

2 令和5年6月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第20条第1項第6号の規定の適用については、同号中「6箇月」とあるのは、「3箇月」とする。

3 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則第22条の規定により適用される職員の期末手当に関する規則(昭和43年6月世田谷区規則第24号)別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則(昭和43年6月世田谷区規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3箇月間、基準日が12月1日である場合にあっては」及び「これらの期間を」を削る。

第8条第1項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。
別表第1備考以外の部分を次のように改

める。

欠勤等日数	割合
23日未満	100分の100
23日以上33日未満	100分の90
33日以上43日未満	100分の80
43日以上53日未満	100分の70
53日以上63日未満	100分の60
63日以上83日未満	100分の50
83日以上103日未満	100分の30
103日以上	100分の10

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

2 令和5年6月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の職員の期末手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項第7号の規定の適用については、同号中「6箇月」とあるのは、「3箇月」とする。

3 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の勤勉手当に関する規則(昭和54年3月世田谷区規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の55」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

第2条 職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第850号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次

のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
43-D530-02
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷四丁目332番37
- 3 変更の区域
延長 7.05メートル
幅員 0.49メートルから
0.50メートルまで
面積 3.54平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月1日

◎世田谷区告示第851号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区代沢五丁目1154番3の内
(2) 世田谷区代沢五丁目1154番3の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 11.00メートル
幅員 0.16メートルから
0.18メートルまで
面積 3.52平方メートル
(2) 延長 11.06メートル
幅員 0.36メートルから
0.38メートルまで
面積 4.16平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月1日

◎世田谷区告示第852号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年11月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢五丁目1154番3の内
- 3 変更の区域
延長 0.07メートル
幅員 0.36メートル
面積 0.02平方メートル

◎世田谷区告示第853号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂五丁目115番1の内
- 3 変更の区域
延長 9.44メートル
幅員 0.53メートルから
0.70メートルまで
面積 5.96平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月1日

◎世田谷区告示第854号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年11月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第855号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年11月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第856号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年11月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第857号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年11月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
23-Z061
- 2 区間
世田谷区船橋一丁目311番10地先

世田谷区公報

無番から311番10地先無番まで
 3 廃止の期日
 令和4年11月1日

◎世田谷区告示第858号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年11月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年11月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区祖師谷三丁目427番33の内

3 変更の区域
 延長 8.25メートル
 幅員 0.16メートルから
 0.17メートルまで
 面積 1.37平方メートル

4 供用開始の期日
 令和4年11月1日

◎世田谷区告示第859号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年11月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年11月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 (1) 28-1
 (2) 28-1

2 変更の区間
 (1) 世田谷区鎌田四丁目15番40の内から15番38の内まで
 (2) 世田谷区鎌田四丁目15番40の内から15番33の内まで

3 変更の区域
 (1) 延長 6.51メートル
 幅員 0.00メートルから
 0.24メートルまで
 面積 1.29平方メートル
 (2) 延長 5.34メートル
 幅員 0.00メートルから
 0.53メートルまで
 面積 2.77平方メートル

4 供用開始の期日
 令和4年11月1日

◎世田谷区告示第860号
 世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）第54条に規定する廃棄物処理手数料のうち、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第39号）第46条第1項及び第47条第1項の規定による廃棄物処理手数料の徴収の事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年11月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 株式会社 ウェルパーク
 (2) 所在地 立川市栄町六丁目1番地の1

2 委託期間
 令和4年11月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第861号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。
 令和4年11月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
 リハビリステーション結生

2 事業所の所在地
 神奈川県逗子市桜山五丁目38番2号

3 事業者の名称
 株式会社結生

4 指定年月日
 令和4年6月1日

5 サービスの種類
 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第862号
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。
 令和4年11月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
 放課後等デイサービス
 ころん 上野毛

2 事業所の所在地
 東京都世田谷区上野毛一丁目12番11号アベニユー上野毛1階

3 申請者の名称
 株式会社まるちず

4 指定年月日
 令和4年11月1日

5 障害児通所支援の種類
 放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第863号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
 令和4年11月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
 ウルルウォーキングリハ駒沢公園

2 事業所の所在地
 東京都世田谷区駒沢五丁目23番7号

3 事業者の名称
 株式会社ウルル

4 廃止届受理年月日
 令和4年10月21日

5 サービスの種類
 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第864号
 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。
 令和4年11月2日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区告示第865号
 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
 令和4年11月2日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区告示第866号
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年11月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年11月2日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 11-D213-05

2 変更の区間
 世田谷区北沢三丁目573番41

3 変更の区域
 延長 18.41メートル
 幅員 0.42メートルから
 0.78メートルまで
 面積 11.13平方メートル

4 供用開始の期日
 令和4年11月2日

◎世田谷区告示第867号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年11月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年11月2日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 (1) 36-5
 (2) 28-1

2 変更の区間
 (1) 世田谷区桜上水四丁目429番88の内
 (2) 世田谷区桜上水四丁目429番88の内

3 変更の区域
 (1) 延長 14.50メートル

幅員 0.16メートルから
0.17メートルまで
面積 4.23平方メートル
(2) 延長 15.10メートル
幅員 0.69メートルから
0.70メートルまで
面積 10.59平方メートル
4 供用開始の期日
令和4年11月2日

◎世田谷区告示第868号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
この関係図面は、令和4年11月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和4年11月7日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
21-D576-01
2 変更の区間
世田谷区松原一丁目94番4の内
3 変更の区域
延長 16.77メートル
幅員 0.63メートルから
0.70メートルまで
面積 11.39平方メートル
4 供用開始の期日
令和4年11月7日

◎世田谷区告示第869号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。
この関係図面は、令和4年11月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和4年11月8日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
35-5
2 供用開始の区間
世田谷区北烏山一丁目1029番16
3 供用開始の区域
延長 1.99メートル
幅員 0.27メートル
面積 0.54平方メートル
4 供用開始の期日
令和4年11月8日

◎世田谷区告示第870号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和4年11月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和4年11月8日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
36-5
2 変更の区間
世田谷区船橋二丁目91番17から91

番19まで
3 変更の区域
延長 12.68メートル
幅員 0.17メートル
面積 2.20平方メートル
4 供用開始の期日
令和4年11月8日

◎世田谷区告示第871号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和4年11月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和4年11月8日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
2 変更の区間
(1) 世田谷区北沢三丁目567番5の内
(2) 世田谷区北沢三丁目571番14の内
3 変更の区域
(1) 延長 13.57メートル
幅員 0.84メートルから
1.12メートルまで
面積 12.87平方メートル
(2) 延長 12.56メートル
幅員 0.70メートルから
1.05メートルまで
面積 11.63平方メートル
4 供用開始の期日
令和4年11月8日

◎世田谷区告示第872号
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和4年11月10日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号 第2905号
2 指定年月日 令和4年11月9日
3 指定の位置 世田谷区下馬四丁目18番4の一部
4 道路の幅員 4.00メートル
5 道路の延長 15.23メートル
6 申請者氏名 徳栄興業株式会社
代表取締役 金谷 孝彦

◎世田谷区告示第873号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和4年11月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和4年11月11日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
36-5
2 変更の区間
世田谷区桜上水三丁目335番1の

内
3 変更の区域
延長 45.07メートル
幅員 0.11メートルから
0.36メートルまで
面積 7.18平方メートル
4 供用開始の期日
令和4年11月11日

◎世田谷区告示第874号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和4年11月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和4年11月11日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 53-29
(2) 53-29
2 変更の区間
(1) 世田谷区上祖師谷四丁目1122番37地先無番
(2) 世田谷区上祖師谷四丁目1122番38から1122番36地先無番まで
3 変更の区域
(1) 延長 0.75メートル
幅員 0.25メートル
面積 0.21平方メートル
(2) 延長 21.33メートル
幅員 0.24メートルから
0.25メートルまで
面積 5.35平方メートル

◎世田谷区告示第875号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。
この関係図面は、令和4年11月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和4年11月11日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
36-5
2 供用開始の区間
世田谷区太子堂四丁目485番12から485番14まで
3 供用開始の区域
延長 19.33メートル
幅員 0.11メートルから
0.43メートルまで
面積 5.88平方メートル
4 供用開始の期日
令和4年11月11日

◎世田谷区告示第876号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和4年11月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和4年11月11日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区深沢八丁目105番37の内
から105番38の内まで
- 3 変更の区域
延長 9.58メートル
幅員 0.21メートルから
0.23メートルまで
面積 2.17平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月11日

◎世田谷区告示第877号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和4年11月14日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第878号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 32-26
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区大原一丁目1070番5の内
(2) 世田谷区大原一丁目1070番5の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 6.86メートル
幅員 0.08メートルから
0.21メートルまで
面積 1.03平方メートル
(2) 面積 0.98平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月14日

◎世田谷区告示第879号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
31-23
- 2 変更の区間
世田谷区経堂二丁目403番6の内
- 3 変更の区域
延長 14.13メートル
幅員 0.18メートルから
0.26メートルまで
面積 2.78平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月14日

◎世田谷区告示第880号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和4年11月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイサービスクローバー学芸大学別邸
- 2 事業所の所在地
東京都目黒区中央町一丁目3番2号
- 3 事業者の名称
株式会社CLOVER
- 4 指定年月日
令和4年10月21日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第881号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年11月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
リハビリステーション結生
- 2 事業所の所在地
神奈川県逗子市
桜山五丁目38番2号
- 3 事業者の名称
株式会社結生
- 4 廃止届受理年月日
令和4年10月13日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第882号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区三軒茶屋一丁目320番14の内
- 3 変更の区域
延長 9.66メートル
幅員 0.14メートル
面積 1.39平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月16日

◎世田谷区告示第883号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年11月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
22-Z318
- 2 区間
世田谷区八幡山一丁目141番30地
先無番から141番1地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和4年11月16日

◎世田谷区告示第884号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年11月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
42-G063
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区南烏山六丁目1820番
1地先無番から1820番1地先
無番まで
(新)世田谷区南烏山六丁目1820番
1地先無番から1820番1地先
無番まで
- 3 廃止の期日
令和4年11月16日

◎世田谷区告示第885号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水五丁目491番50の内
- 3 変更の区域
延長 7.34メートル
幅員 0.19メートル
面積 1.41平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月16日

◎世田谷区告示第886号

令和4年第4回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和4年11月17日

世田谷区長 保坂展人

記

- 1 招集する年月日
令和4年11月28日(月)午後1時
- 2 招集する場所
世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第887号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D307-05
- 2 変更の区間
世田谷区代田六丁目978番5の内
- 3 変更の区域
延長 14.41メートル
幅員 0.12メートルから
0.20メートルまで
面積 2.40平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月18日

◎世田谷区告示第888号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年11月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D307-06
- 2 変更の区間
世田谷区代田六丁目978番5の内
- 3 変更の区域
延長 0.06メートル
幅員 0.17メートル
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
46-18
- 2 供用開始の区間
世田谷区北烏山七丁目2224番23
- 3 供用開始の区域
延長 9.95メートル
幅員 0.75メートル
面積 7.49平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月18日

◎世田谷区告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原二丁目718番17の内
- 3 変更の区域
延長 18.50メートル
幅員 0.19メートルから
0.22メートルまで
面積 4.01平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月21日

◎世田谷区告示第891号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂五丁目115番13の内
- 3 変更の区域
延長 8.72メートル
幅員 0.56メートルから
0.61メートルまで
面積 5.10平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月21日

◎世田谷区告示第892号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区経堂二丁目297番3
- 3 変更の区域
延長 18.23メートル
幅員 0.09メートルから
0.28メートルまで
面積 2.50平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月21日

◎世田谷区告示第893号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和4年11月22日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
37-38
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水二丁目695番33
- 3 変更の区域
延長 7.24メートル
幅員 0.16メートルから
0.19メートルまで
面積 1.37平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月22日

◎世田谷区告示第895号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区船橋五丁目1113番25から
1113番26まで
- 3 変更の区域
延長 10.25メートル
幅員 0.11メートルから
0.13メートルまで
面積 1.27平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月22日

◎世田谷区告示第896号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和4年11月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ケアプランつぐみ
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区中町一丁目15番2号
第5中町コーポ103
- 3 事業者の名称 株式会社鳥人会
- 4 指定年月日 令和4年12月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月25日から

世田谷区公報

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢一丁目30番17の内
- 3 変更の区域
延長 15.36メートル
幅員 0.21メートルから
0.22メートルまで
面積 3.36平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月25日

◎世田谷区告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年11月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢一丁目30番17の内
- 3 変更の区域
延長 0.06メートル
幅員 0.22メートル
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第899号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D063-02
- 2 変更の区間
世田谷区代沢一丁目30番17の内
- 3 変更の区域
面積 0.91平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月25日

◎世田谷区告示第900号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間

世田谷区奥沢二丁目411番7の内から411番6の内まで

- 3 変更の区域
延長 14.17メートル
幅員 0.16メートルから
0.27メートルまで
面積 3.14平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月25日

◎世田谷区告示第901号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
(1) 13-D371-04
(2) 13-G051
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区下馬一丁目100番44の内から100番16の内まで
(2) 世田谷区下馬一丁目100番44の内から100番16の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 30.65メートル
幅員 0.13メートルから
0.48メートルまで
面積 11.31平方メートル
(2) 延長 13.67メートル
幅員 0.09メートルから
0.22メートルまで
面積 2.10平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月25日

◎世田谷区告示第902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区船橋三丁目358番25の内
- 3 変更の区域
延長 17.97メートル
幅員 0.07メートルから
1.06メートルまで
面積 17.78平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月28日

◎世田谷区告示第903号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次

のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-D279-03
- 2 変更の区間
世田谷区船橋三丁目358番25の内
- 3 変更の区域
延長 30.24メートル
幅員 1.00メートル
面積 30.45平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月28日

◎世田谷区告示第904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区給田三丁目1039番3
- 3 変更の区域
延長 12.08メートル
幅員 0.42メートルから
1.04メートルまで
面積 7.12平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月29日

◎世田谷区告示第905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田二丁目635番55の内
- 3 変更の区域
延長 10.50メートル
幅員 0.34メートルから
0.35メートルまで
面積 3.69平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年11月29日

◎世田谷区告示第906号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 13-G054
2 変更の区間 世田谷区下馬一丁目41番21の内
3 変更の区域 延長 8.35メートル 幅員 0.89メートルから1.13メートルまで 面積 8.46平方メートル
4 供用開始の期日 令和4年11月30日

◎世田谷区告示第907号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区駒沢二丁目1050番55の内
3 変更の区域 延長 4.92メートル 幅員 0.12メートルから0.16メートルまで 面積 0.77平方メートル
4 供用開始の期日 令和4年11月30日

◎世田谷区告示第908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 35-30
2 変更の区間 世田谷区代沢二丁目245番23の内
3 変更の区域 延長 10.25メートル 幅員 0.16メートルから0.18メートルまで 面積 1.76平方メートル
4 供用開始の期日 令和4年11月30日

公 告

◎世田谷区公告第92号

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

世田谷区喜多見六丁目、若林一丁目及び赤堤二丁目の各一部の土地について、国土

調査法（昭和26年法律第180号）による地図調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和4年11月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地図及び簿冊の名称 (1) 世田谷区喜多見六丁目の一部 地籍図（その1） 世田谷区喜多見六丁目の一部 地籍簿（その1） (2) 世田谷区若林一丁目の一部 地籍図（その2） 世田谷区若林一丁目の一部 地籍簿（その2） (3) 世田谷区赤堤二丁目の一部 地籍図（その3） 世田谷区赤堤二丁目の一部 地籍簿（その3）
2 地図は、令和3年10月に測量、簿冊は、同年11月1日現在の状況により調査して作成したものである。
3 縦覧期間 令和4年11月7日から同年11月27日まで
4 縦覧場所及び縦覧時間 (1) 二子玉川分庁舎1階（玉川一丁目） 午前10時から午後3時までの間とする。 (2) 若林複合施設内特設会場（若林一丁目） 午前10時から午後3時までの間とする。 (3) 若林複合施設内特設会場（若林一丁目） 午前10時から午後3時までの間とする。
5 縦覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の縦覧期間内に、世田谷区長に対し、その旨の申出をすることができる。
6 誤り等申出書の用紙は、請求に基づき縦覧場所で交付する。

◎世田谷区公告第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和4年11月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類 東京都計画法地区計画祖師谷二丁目地区地区計画
2 都市計画を定める土地の区域 世田谷区祖師谷二丁目地内
3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及

- び世田谷区烏山総合支所街づくり課
4 縦覧期間 令和4年11月8日から同月22日まで
5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和4年11月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類 東京都市計画一団地の住宅施設祖師ヶ谷住宅一団地の住宅施設
2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区祖師谷二丁目地内
3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
4 縦覧期間 令和4年11月8日から同月22日まで
5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第95号

世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和4年11月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称 祖師谷二丁目地区地区街づくり計画
2 地区街づくり計画を策定する土地の位置及び区域 世田谷区祖師谷二丁目地内
3 地区街づくり計画の案の縦覧場所 世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課
4 縦覧期間及び意見書の提出期間 令和4年11月8日から同月22日まで

世田谷区公報

5 意見書の提出先
世田谷区砧総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第96号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年11月10日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区成城三丁目2014番1 2016番1 2016番6 2016番9 2018番1 2018番2	東京都世田谷区喜多見七丁目25番23号 田中 秀幸

◎世田谷区公告第97号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年11月14日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区喜多見一丁目4511番19 4520番	東京都世田谷区喜多見一丁目10番14号 石井 正三郎

◎世田谷区公告第98号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年11月14日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区砧一丁目345番2 345番78 345番79	東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤千尋

◎世田谷区公告第99号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年11月21日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は	2 許可を受けた者

工区に含まれる地域の名称	の住所及び氏名
東京都世田谷区上北沢一丁目675番5の一部 675番27 675番39 725番1 725番24 725番26 725番27	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 住友不動産株式会社 代表取締役 小林正人 東京都新宿区新宿三丁目1番24号 京王電鉄株式会社 代表取締役 都村智史

◎世田谷区公告第100号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年11月21日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区深沢四丁目35番56 35番57	東京都世田谷区深沢四丁目36番3号 本田 信子

◎世田谷区公告第101号

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時的予防接種について、実施内容を次のとおり変更したので公告する。

令和4年11月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 予防接種の種類
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種
- 2 予防接種の対象者
世田谷区内に居住する生後6月以上の者
- 3 予防接種を行う期間
令和4年11月28日から令和5年3月31日まで
- 4 予防接種を行う場所
世田谷区内の指定施設及び指定医療機関
- 5 予防接種を行う医師の氏名
前項に規定する指定医療機関において掲示するもの
- 6 使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者
別紙のとおり
- 7 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該予防接種の接種液の成分によ

- てアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
 - 8 接種の判断を行うに際して注意を要する者
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
 - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
 - (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する場合におけるラテックス過敏症のある者

別紙
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 1 初回接種（予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「省令」という。）附則第7条第1項に規定する初回接種をいう。以下同じ。）
次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者（世田谷区内に居住する生後6月以上の者をいう。以下同じ。）のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種（省令附則第8条第1項に規定する第一期追加接種をいう。以下同じ。）、第二期追加接種（省令附則第9条第1項に規定する第二期追加接種をいう。以下同じ。）又は令和四年秋開始接種（省令附則第10条第1項に規定する令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。）を受けたものを除く。）とする。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。以下「ファイザー（従来型）」という。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月	12歳以上の者

<p>21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。以下「モデルナ(従来型)」という。</p>	<p>健疾患を有する者等並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>	<p>第3条第1項中「前条第1項から第4項まで」を「前条第1項から第3項まで」に改め、「当該」の次に「申請があった学校施設の」を加え、「以下」を「第4条第1号において」に改め、同条第2項中「前条第1項から第4項まで」を「前条第1項から第3項まで」に改め、同条第3項中「当該」の次に「学校施設の」を加え、同条第4項中「地域体育館を」を「地域体育館(世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号。第4条の2において「学校開放規則」という。)第2条第5号に規定する地域体育館をいう。)」を」に改める。</p>						
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものに限る。以下「ファイザー(5歳~11歳用)」という。</p>	<p>4 令和四年秋開始接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。</p>	<p>附則 1 この規則は、令和5年3月1日から施行する。 2 この規則による改正後の世田谷区立学校施設使用条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後の世田谷区立学校の施設(以下「学校施設」という。)の使用について適用し、同日前の学校施設の使用については、なお従前の例による。</p>						
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>18歳以上の者</p>	<p>世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則(平成30年3月世田谷区教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 第3条中「世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第5号に規定する地域体育館及び」を削る。 第8条第1項及び第10条第1項各号中「2月前」を「1月前」に改める。</p>						
<p>2 第一期追加接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けたものを除く。)とする。</p>	<p>12歳以上の者</p>	<p>附則 1 この規則は、令和5年3月1日から施行する。ただし、第8条第1項及び第10条第1項各号の改正規定は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後のけやき施設(世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号)第2条第1項に規定するけやき施設をいう。以下同じ。)の使用については、なお従前の例による。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>ファイザー(従来型)</td> <td>12歳以上の者</td> </tr> <tr> <td>モデルナ(従来型)</td> <td>18歳以上の者</td> </tr> <tr> <td>ファイザー(5歳~11歳用)</td> <td>5歳以上12歳未満の者</td> </tr> </table>	ファイザー(従来型)	12歳以上の者	モデルナ(従来型)	18歳以上の者	ファイザー(5歳~11歳用)	5歳以上12歳未満の者	<p>規 則 (教)</p> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和4年11月18日 世田谷区教育委員会</p>	<p>世田谷区教育委員会規則第14号 世田谷区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区教育委員会規則第15号 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p>
ファイザー(従来型)	12歳以上の者							
モデルナ(従来型)	18歳以上の者							
ファイザー(5歳~11歳用)	5歳以上12歳未満の者							
<p>3 第二期追加接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和四年秋開始接種を受けたものを除く。)とする。</p>	<p>12歳以上の者</p>	<p>世田谷区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区立学校施設使用条例施行規則(昭和52年4月世田谷区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項を削り、同条第2項中「第5項」を「第4項」に、「申込書兼減免申請書により委員会」を「世田谷区立学校施設使用申込書兼学校施設使用料減免申請書(第1号様式。以下「申込書兼減免申請書」という。)により世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。)」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「第1項から前項まで」を「前3項」に、「地域体育館、格技室」を「格技室」に、「この限りでない」を「委員会が別に定める」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「学校施設」を「世田谷区立学校の施設(以下「学校施設」という。)」に改め、同項を同条第5項とする。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>ファイザー(従来型)</td> <td>18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者)にあっては、基礎疾患(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1(以下「手引き表1」という。)に規定する基礎疾患をいう。)を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの(以下「基礎疾患を有する者等」という。)並びに医療従事者等(手引き表1に掲げる医療従事者等をいう。以下同じ。)及び高齢者施設等の従事者(手引き表1に掲げる高齢者施設等の従事者をいう。以下同じ。)に限る。</td> </tr> <tr> <td>モデルナ(従来型)</td> <td>18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者)にあっては、基</td> </tr> </table>	ファイザー(従来型)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者)にあっては、基礎疾患(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1(以下「手引き表1」という。)に規定する基礎疾患をいう。)を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの(以下「基礎疾患を有する者等」という。)並びに医療従事者等(手引き表1に掲げる医療従事者等をいう。以下同じ。)及び高齢者施設等の従事者(手引き表1に掲げる高齢者施設等の従事者をいう。以下同じ。)に限る。	モデルナ(従来型)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者)にあっては、基	<p>18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者)にあっては、基礎疾患(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1(以下「手引き表1」という。)に規定する基礎疾患をいう。)を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの(以下「基礎疾患を有する者等」という。)並びに医療従事者等(手引き表1に掲げる医療従事者等をいう。以下同じ。)及び高齢者施設等の従事者(手引き表1に掲げる高齢者施設等の従事者をいう。以下同じ。)に限る。</p>	<p>世田谷区教育委員会規則第16号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区教育委員会規則第17号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則</p>		
ファイザー(従来型)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者)にあっては、基礎疾患(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1(以下「手引き表1」という。)に規定する基礎疾患をいう。)を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの(以下「基礎疾患を有する者等」という。)並びに医療従事者等(手引き表1に掲げる医療従事者等をいう。以下同じ。)及び高齢者施設等の従事者(手引き表1に掲げる高齢者施設等の従事者をいう。以下同じ。)に限る。							
モデルナ(従来型)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者)にあっては、基							

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3箇月間、基準日が12月1日である場合にあっては」及び「これらの期間を」を削る。

第14条第1項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

欠勤等日数	割合
23日未満	100分の100
23日以上33日未満	100分の90
33日以上43日未満	100分の80
43日以上53日未満	100分の70
53日以上63日未満	100分の60
63日以上83日未満	100分の50
83日以上103日未満	100分の30
103日以上	100分の10

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

2 令和5年6月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項第7号の規定の適用については、同号中「6箇月」とあるのは、「3箇月」とする。

3 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の55」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

第2条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め

る。
附則
この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

告示(選)

投票区	氏名	在外選挙人証番号
第95投票区	戸塚 祥子	09 13112 0030

告示(農)

◎世田谷区農業委員会告示第10号
農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第28回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和4年11月18日

世田谷区農業委員会会長

穴戸 幸男

- 開催日時 令和4年11月24日(木) 午後3時00分
- 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会室
- 審議事項
 - 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - 第3号議案 その他の事項について

◎世田谷区選挙管理委員会告示第25号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の11の規定により本区の在外選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第3号の規定に該当するものを次のとおり告示する。

令和4年11月2日

世田谷区選挙管理委員会